

# 日本遺産いざ鎌倉協議会運営統括補助等業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、日本遺産いざ鎌倉協議会の運営統括補助等業務委託を行う事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものである。

応募者は、この実施要領、仕様書等の内容を踏まえ、企画提案書、提案作品及びその他必要な書類を提出するものとする。

## 2 業務の概要

名 称	日本遺産いざ鎌倉協議会運営統括補助等業務
発 注 者 名	日本遺産いざ鎌倉協議会（以下「協議会」という。）
内 容	仕様書のとおり
委 託 期 間	契約締結日から令和6年3月29日まで
事業者の選定方法	公募型プロポーザル方式
提案金額の上限	8,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 3 プロポーザルの参加資格

(1) 本プロポーザルの参加者は、提案書類の提出期限において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

イ 鎌倉市競争入札参加資格名簿への登録の有無は問わないが、鎌倉市入札指名停止等取扱基準による指名停止期間中でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、略称「暴力団対策法」）第2条に規定する者でないこと。

エ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、推進協議会が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。

オ 平成27年度以降に官公庁と連携し日本遺産関連事業を実施した実績または文化財、文化資源等の活用及び周知に関わる業務実績がある。

カ 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提案を作成したスタッフと同一のスタッフが担当すること。

## 4 スケジュール

公告日	令和5年8月2日（水）
参加申込書の受付〆切	令和5年8月2日（水）～ 8月23日（水）17時00分
質問受付期間	令和5年8月2日（水）～ 8月10日（木）17時00分
質問回答予定日	令和5年8月15日（火）

提案書類受付期間	令和5年8月2日(水)～ 8月30日(水)17時00分
審査(プレゼンテーション)予定日	令和5年9月11日(月)～ 9月15日(金)
最優秀提案者決定・通知	令和5年9月19日(火)
契約予定事業者との協議	令和5年9月19日(火)～ 9月22日(金)
契約締結	令和5年9月25日(月)～ 9月29日(金)

## 5 提出書類について

### (1) 提出書類一覧、提出部数及び提出期限

提出書類		提出部数	提出期限
①	参加申込書【様式第1号】	1部	令和5年8月23日(水)
②	会社概要【様式第2号】	1部	
③	事業実績表【様式第3号】	正本1部 副本7部	
④	責任者及び担当者の経歴書【様式第4号】	正本1部 副本7部	
⑥	暴力団等の関与がない旨の誓約書兼承諾書【様式第5号】	1部	
⑦	質問票【様式第6号】	1部	令和5年8月10日(木)
⑧	企画提案書【様式第7号】	正本1部 副本7部	令和5年8月30日(水)
⑨	企画提案作品【任意様式】	正本1部 副本7部	
⑩	事業実施体制の組織表【様式第8号】	正本1部 副本7部	
⑪	見積書【様式第9号】、見積書詳細【任意様式】	正本1部 副本7部	

※企画提案書に添付する企画提案作品は、すべてA4サイズに統一すること。

※上記の⑧～⑩の順に綴ったものを、正本1部、副本7部提出すること。

※正本だけに事業者名を入れ、副本には事業者名や事業者が特定できるマーク等は記載しないこと。

### (2) 企画提案書及びデザインイメージ等について

ア 次の項目について記載した提案書を作成すること。

記載項目

- ・仕様書「2日本遺産事業方針」に基づいた鎌倉の日本遺産事業に係る現状把握、課題整理及び今後の事業方向性
- ・業務内容の実施スケジュール及び具体的な実施体制

イ 別紙仕様書「7(2)案内板作成委託」及び「7(3)普及啓発」について、以下のことについて提案するものとする。

(ア)別紙仕様書「7(2)」についてのコンセプト及びビジュアルデザイン

(イ)別紙仕様書「7(3)ア」についてのコンセプト及びビジュアルデザイン

(ウ)別紙仕様書「7(3)イからウ」について、実施事業の企画提案書

ビジュアルデザインは、コンセプトがわかりやすく伝わるようなものとし、写真及びイラストはダミーの使用を可能とする。

別紙仕様書に定めた業務内容を全て実施完了する前提で、仕様書に記載のないことについて効果的な事業提案を行うことも可能とする。

その場合、提案理由、事業計画、ビジュアルデザイン、コンセプト、実施完了までの実施体制及び必要な関係業者との調整方法等を具体的に示すこと。

なお、鎌倉市ホームページにて協議会が作成した既存の日本遺産コンテンツを公開しているため、これを確認の上、提案するものはこれと重複した内容ではなく、仕様書「2日本遺産事業方針」や仕様書別紙「地域活性化計画」を反映させる、更なる効果を狙った提案とすること。

ホームページに公開している「ブックレット日本遺産」(平成29年3月作成)は、令和2年4月に更新をしており、当該ホームページに公開していないが現物を事務局から郵送もしくは手渡しが可能である。

(<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sekaiisan/nihonisan-contents.html>)

また、事務局である鎌倉市観光課が作成した既存の観光パンフレット等も、「鎌倉観光公式ガイド」にて確認ができるため参考とすること。

(<https://www.trip-kamakura.com/feature/3476.html>)

### (3) 提出方法及び提出先

#### ア 提出方法

書類は、持参又は郵送(簡易書留)により、事務局あてに提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間最終日必着とし、併せて提出につき電話連絡すること。

#### イ 提出先

日本遺産いご鎌倉協議会事務局(実施要領11のとおり)

### (4) 提出書類の扱い

ア 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 提出書類は本件企画提案にかかる企画案選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

ウ 提出書類の著作権は、原則として参加申込者に帰属する。但し、契約事業者については、広報活動等に必要範囲において、事前に了解を得た上で、提出書類を無償で利用できるものとする。

エ 提出書類は、必要に応じて複写することがある。

オ 提出書類は、鎌倉市情報公開条例に準じて公開されることがある。

### (5) 注意事項

ア 参加申込者は、参加申込書の提出をもって、本業務の実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象にならないことがある。

ウ 提出後の差し替えは認めない(事務局が補正を求める場合を除く)。

エ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件企画提案公募の参加資格を失うものとする。

オ 参加に関する経費は、すべて参加者の負担とする。

カ 参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を持参又は郵送(書留郵便など配達記録が残る方法)により、事務局あてに提出すること。

## 6 質問の受付及び回答について

### (1) 受付方法

【様式第6号】に質問事項を入力し本市に電子メールにより提出すること。

来庁、電話での質問は受け付けない。

(2) 回答

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で鎌倉市公式ホームページに掲載する。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定に当たって公平性を保つことができないと推進協議会が判断した場合は、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなすこととする。

## 7 選考方法及び選考基準について

(1) 審査方針

日本遺産いざ鎌倉協議会運営統括補助等業務委託業者選定委員会による審査を実施し、各委員の評価点の合計が最も高い最優秀提案者を本業務の契約予定事業者とし、次に高かった者を次点の事業者として決定する。

やむを得ない事情により会議に出席できない委員がいた場合は所属する団体からの代理者の出席とするが、それも難しい場合は当該委員は採点しないものとして取り扱う。

最高得点に同数が出た場合は、選考委員会の合議により決定するものとし、参加事業者が1者の場合も選定を行う。なお、最低基準を満たさなかった場合は、このプロポーザルにおいては契約を行わないものとする。

審査の順番は、企画提案書の提出順とする。

審査の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 参加申込内容の確認

参加申込内容の確認のため、参加申込書【様式第1号】の内容を証明する資料等の提出を求めることがある。

(3) 審査会（プレゼンテーション）

審査では、参加事業者の出席のもと、提出した提案書についてプレゼンテーションを受け、審査基準表をもとに、提案内容及び価格を総合的に審査し、最優秀者を選定する。

プレゼンテーションは業務に直接携わる者が行うこと。

(4) 審査項目及び配点

審査項目		評価の観点	配点
1	業務実績	・日本遺産関連事業の実施実績は十分か。また、実績から事業を遂行できる能力を有しているか。	5
2	企画	<b>【日本遺産事業計画の企画及び立案】</b> ・事業内容全体として、価格によらず、鎌倉の地域課題や別紙「仕様書2」に記載の鎌倉の日本遺産事業方針を理解し品質の高いものを提案するものであるか。また、業務内容の実施スケジュール及び具体的な実施体制に基づき確実な事業遂行が可能であるか。 <b>【案内板デザイン作成】</b> ・案内板デザインのコンセプトが、鎌倉の日本遺産事業方針を踏まえた効果的な内容となっているか。 ・案内板デザインについて、単に目を引くだけでなく、鎌倉の日本遺産の認知度向上または来訪者の利便性向上に役立つ内容となっているか。 <b>【普及啓発】</b> ・ウォーキングマップやポスターのコンセプトが、鎌倉の地域課題や鎌倉の日本遺産事業方針を踏まえた効果的な内容となっているか。 ・ウォーキングマップやポスターについて、単に目を引くだけでなく、見た人が鎌倉の日本遺産に興味を抱く魅力的なものとなっているか。	75

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への普及啓発に当たり、地域住民が日本遺産のストーリーを認知し理解のきっかけとなる内容となっているか。</li> <li>・プロモーションイベントの実施について、対外的に鎌倉の日本遺産をPRできる魅力的な内容となっているか。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の事業者と連携し、かつ活用した内容となっているか。</li> <li>・事業実施の際、関係団体との調整方法等が具体的に示されており、契約期間内に実現可能な企画となっているか。</li> <li>・仕様にはない部分で鎌倉に合ったコンセプトでの現実的な事業提案がされているか。</li> </ul>	
3	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の鎌倉観光とは異なる、鎌倉の日本遺産を活用した観光であるということがわかりやすく提案されているか。</li> <li>・事業者の責任者及び担当者が、これまでの業務経歴から構成文化財や関係団体との連携を十分にとれるスキルを有していると考えられるか。</li> </ul>	15
4	見 積 額	<p>&lt;見積額により採点 : 最大5点の加点&gt;</p> <p>事業費限度額の95%以上の額 1点</p> <p>90%以上95%未満の額 3点</p> <p>90%未満の額 5点</p>	5
合 計			100

**※企画提案書【様式第7号】等は、上記審査項目順に作成するとともに、提案書の中で該当部分に下線を引く等、提案内容が明確にわかるようにすること。**

(5) 審査結果

- ア 審査結果については、可否にかかわらず、参加者に書面にて通知する。
- イ 審査の経緯は公表しない。
- ウ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- (4) 提出書類に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 本プロポーザルに参加する他の者と提案の内容等について協議等を行った場合。
- (6) 本プロポーザルを公告した日以後、本実施要領に定める手続以外の方法により、選定委員会委員に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合。
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、本実施要領に違反したと推進協議会が認めた場合。

## 9 契約について

(1) 業務委託契約

- ア 本事業については、最優秀提案者と契約内容等に関する調整を行い、結果通知日から10日以内に業務委託契約を締結する。
- イ 最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、次点者と契約に関し協議・調整を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金の納付については、鎌倉市の契約規則等に準じる。

(3) 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させることがある。

## 10 その他

- (1) 提案内容について、補足説明等をお願いすることがある。
- (2) 契約に際しては、参加申込書【様式第1号】で記載された内容を証する書面の提出を求める。
- (3) 虚偽の申込・提案内容があった場合には、契約をしないことがある。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、日本遺産いざ鎌倉協議会及びその構成員が被る損害について賠償を請求することがある。
- (5) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託業者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必要に応じて企画提案書の内容を変更することを認めるものとする。

## 11 問い合わせ・提出先

日本遺産いざ鎌倉協議会事務局  
〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18-10  
鎌倉市市民防災部観光課観光担当  
担当 小嶋、只野  
Tel 0467-23-3000 (内線 2350) fax 0467-23-7505  
E-mail kankou@city.kamakura.kanagawa.jp